

ハイライト:

- ・平成25年1月より復興特別所得税の源泉徴収が始まります
- ・給与所得者の特定支出控除が拡充されます

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
復興特別所得税の 源泉徴収	1
給与所得者の 特定支出控除について	2

ご挨拶

イルミネーションが目を楽しませてくれる季節となりました。忙しい年末ですが、体調管理に気をつけてお過ごしください。

第52号では、平成25年1月から施行される税制改正の内容について再度取り上げてみました。

内容に関する質問・要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香



平成25年度から施行される税制改正について

<復興特別所得税の源泉徴収>

復興財源を確保するために、復興特別所得税の源泉徴収が始まります。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税と復興特別所得税の合計額が徴収されることになります。

支払金額 × 合計税率 (%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

合計税率 (%) = 所得税率 (%) × 102.1%

算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

源泉徴収の対象となる所得

所得税法の規定により所得税を源泉徴収することとされている所得

給与、公的年金、報酬・料金、退職手当、利子及び配当等 など

租税特別措置法の規定により所得税を源泉徴収することとされている所得

特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等 など

国税庁HPに「復興特別所得税(源泉徴収関係)Q&A」が公開されています。その中から下記のQ & Aをご紹介します。

Q: 毎年、12月分の給与については翌年1月4日に支払うこととしており、平成24年12月分の給与についても平成25年1月4日に支払う予定ですが、この場合でも、復興特別所得税を源泉徴収する必要がありますか。

A: 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与については、その支給日がその給与の収入すべき時期とされています。従って、給与については平成25年1月4日が収入すべき時期となり、平成25年分の所得となりますので、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

Q: 平成24年10月分の未払給与を平成25年1月に支払う場合でも、復興特別所得税を源泉徴収する必要がありますか。

A: 平成24年10月に支払が確定している所得ですから平成24年分の所得となります。従って、実際の支払が平成25年1月1日以後になっても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

給与と所得者の特定支出控除について

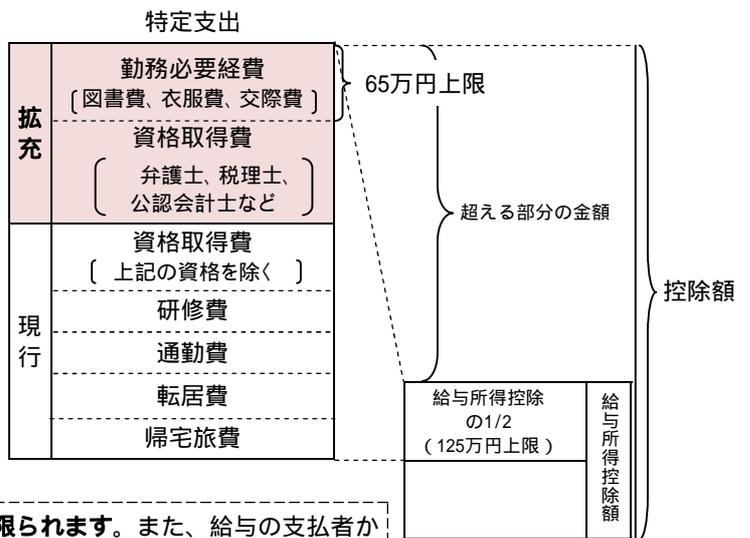
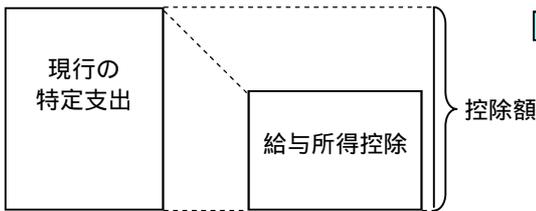
特定支出控除は、今までも制度としてはありましたが、平成24年度税制改正で見直しが行われ適用範囲と適用額が拡大されました。特定支出控除とは、給与と所得者が各年に支出した特定支出（下記の図参照）の合計額が一定の金額を超える時に、確定申告によりその超える部分の金額を給与と所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度です。年末調整では控除できません。適用時期は、所得税は平成25年分から、住民税は平成26年分になります。

給与等の収入金額	特定支出控除の適用判定基準
1,500万円以下の場合	その年中の給与と所得控除額の1/2に相当する金額
1,500万円を超える場合	125万円

【改正後】

< 出典：財務省 >

【現行】



特定支出は、いずれも給与の支払者が証明したものに限られます。また、給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分に所得税が課税されていないときは、その補填される部分は特定支出から除かれます。申告する際は、源泉徴収票、特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、搭乗・乗車・乗船に関する証明書などの書類が必要です。



【算式】

$$\text{特定支出控除額} = \left\{ \text{給与と所得控除額} + \left(\text{その年中の特定支出の合計額} - \text{給与と所得控除額の1/2} \right) \right\}$$

(最高125万円)

〔設例〕 給与の年間収入金額400万円、給与と所得控除額134万円、特定支出(勤務必要経費、資格取得費など)の金額80万円の場合

設例では、給与の収入金額が1,500万円以下の為、特定支出控除の適用基準は、給与と所得控除額の1/2に相当する金額になります。

特定支出の金額800,000円 > 給与と所得控除額1,340,000円 × 1/2 = 670,000円

従って、特定支出の金額が給与と所得控除額の1/2を超える金額(80万円 - 67万円 = 13万円)については、確定申告の際、給与と所得控除の額に加算して計算することにより、所得税の還付を受けることができます。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。